鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、地域住民がその計画から管理までの過程に参画することにより、地域の実情にあったバス停上屋の整備がなされる事業を補助し、もって、公共交通の利便性向上と利用促進に資することを目的として交付する。

（補助対象事業）

第３条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の住民自治組織又はその連合体（以下「自治会等」という。）が主体となって行うバス停上屋を整備する事業とする。

（補助対象者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う自治会等とする。

（補助金の算定等）

第５条　本補助金は、バス停上屋１か所について補助対象事業に要する経費に３分の２を乗じて得た額(千円未満は、これを切り捨てる。)又は１００万円のいずれか低い額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第６条　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業計画書（様式第１号）及び鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業収支予算書（様式第２号）によるものとする。

（実績報告）

第７条　規則第１２条に規定する補助事業等実績報告書及び同条第１号に掲げる書類は、それぞれ鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業報告書（様式第１号）及び鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業収支決算書（様式第２号）によるものとする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１６年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年９月１日から施行し、平成２９年度の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条、第７条関係）

平成　　年度鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業計画~~（報告）~~書

バス停名称（上り下りの別を含む。）	
路線名（バス事業者名を含む。）	
バス停上屋設置主体	
設置場所の用地所有者の住所氏名	
バス停上屋設置金額（円）	
県産間伐材の利用の有無 （県産間伐材の利用有の場合） ・報告書として作成する場合、県産間伐材の産地名等を記載し、その旨がわかる資料を添付すること。	（　有　・　無　）
バス停上屋設置計画から管理までの地域住民の参画の方法	
バス停上屋設置に伴う利用促進の方策	

様式第２号（第６条、第７条関係）

平成　　年度鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業収支予算~~（決算）~~書

（収入の部）

（単位：円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増減額	摘要
鳥取市補助金 地元負担金				
合　　計				

（支出の部）

（単位：円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増減額	摘要
合　　計				